

報道関係者 各位

令和8年8月28日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 木村 博之

室長補佐 佐藤 満

TEL : 025-288-3504

新潟県最低賃金を時間額1,108 円に改正 令和8年10月1日から適用

—— 現行最低賃金額から 58 円の引上げ ——

新潟労働局（局長：黒部 恭志）は、令和8年度の新潟県最低賃金（地域別最低賃金）について、現行の時間額 1,050 円から 58 円（5.52%）引き上げ、時間額 1,108 円に改正することを決定しました。

改正内容は令和8年9月1日付官報に公示される予定であり、改正後の最低賃金は令和8年10月1日から適用されます。

【改正の概要】

項目	現行	改正額	引上額	発効日
新潟県最低賃金 （時間額）	1,050 円	1,108 円	58 円 (5.52%)	令和8年10月1日

【改正までの経緯】

新潟県最低賃金については、令和8年8月5日、新潟地方最低賃金審議会（会長：長谷川 雪子）から新潟労働局長に対し、現行額を 58 円引き上げ、時間額 1,108 円とする旨の答申が行われました。

その後、改正案に対する異議申出が提出されたことから、新潟労働局長は令和8年8月21日、同審議会へ諮問、審議会では異議の内容および理由について慎重な審議を行った結果、「令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」との答申が示されました。

これを受け、新潟労働局長は、新潟県最低賃金を時間額 1,108 円に改正することを決定しました。

【今後のとりくみ】

新潟労働局では、改正された最低賃金の円滑な周知を図るため、関係機関と連携し、

- 市町村広報誌への掲載
- ポスターやリーフレットによる周知
- 各種説明会等での広報活動

を実施する予定です。

また、業務改善助成金（別添 パンフレット参照）をはじめとする各種支援制度の活用促進を通じて、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援に取り組んでまいります。

【参考資料】

- 新潟県最低賃金額の推移（平成 15 年度～令和 8 年度）

○パンフレット 令和 8 年度 業務改善助成金のご案内

〔最低賃金について〕

- 新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
- どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

ただし、次に掲げる賃金は算入の対象になりません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

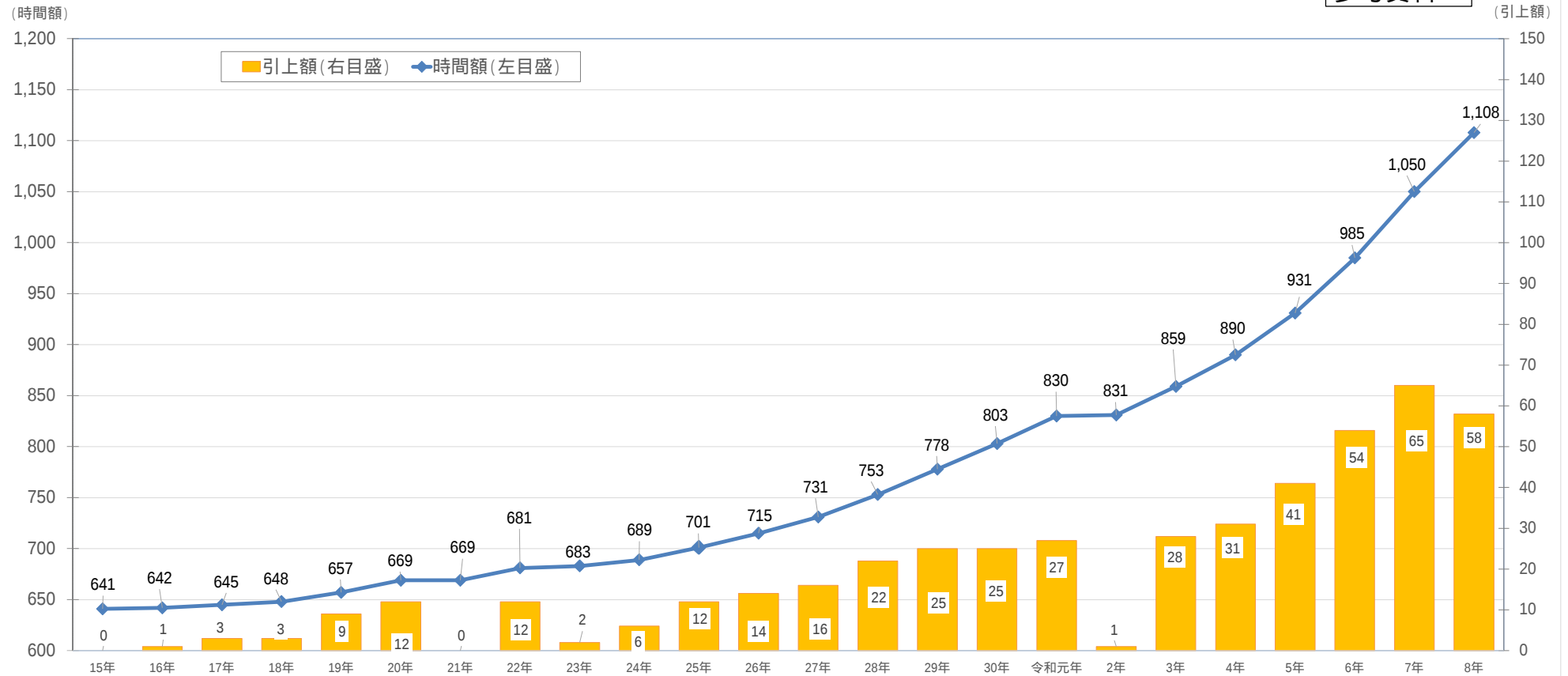
精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5 時）、休日労働（週 1 日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払いが必要です。

- 月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12 か月)÷年間総所定労働時間 最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。
- 派遣労働者については派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

図1 新潟県最低賃金額の推移（平成15年～令和8年）

参考資料



令和8年度業務改善助成金のご案内

新潟県最低賃金が令和8年10月1日から時間額1,108円に改正されます。

業務改善助成金は、

- 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）が1,108円未満の労働者がいる中小企業等が、
 - 事業場内最低賃金を引き上げ、
 - 生産性向上に資する設備投資等の事業を行った場合に、
- その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

このリーフレットでは、令和8年度の業務改善助成金のポイントをご紹介します。

令和8年度業務改善助成金のポイント



Q1：助成金支給までの流れについて、令和7年度から変更はありますか。

A1： 交付申請 → 交付決定 → 設備投資等の事業の実施 → 事業実績報告 → 交付額確定 → 助成金支給 → 状況報告という流れは同じです。

ただし、賃金引上げ後の申請はできなくなりましたのでご注意ください。詳しくは4ページをご覧ください。



Q2：申請期間や賃金引上げ期間、設備投資等の事業完了期限はいつですか。

A2：申請期間と賃上げ期間は、令和8年9月1日から9月30日、事業完了期限は、令和9年1月31日です。



Q3：令和7年度からの変更による主な注意点は？

A3：助成対象経費の特例となっていた自動車（特種用途自動車を除く）は、対象外となりました。また、賃金引上げの対象労働者は、雇用保険被保険者となりました。そのほか4ページをご覧ください。



令和8年度業務改善助成金のポイント



Q4：令和8年度の助成上限額と助成率を教えてください。

A4：下の表のとおりとなります。



助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者

物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,050円

→助成率3/4

○8人の労働者を1,140円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は800万円

600万円
(= 800万円×3/4)

>

450万円
(= 助成上限額)

(設備投資費用×助成率)

(90円コースの助成上限額)

6

450万円が支給されます。

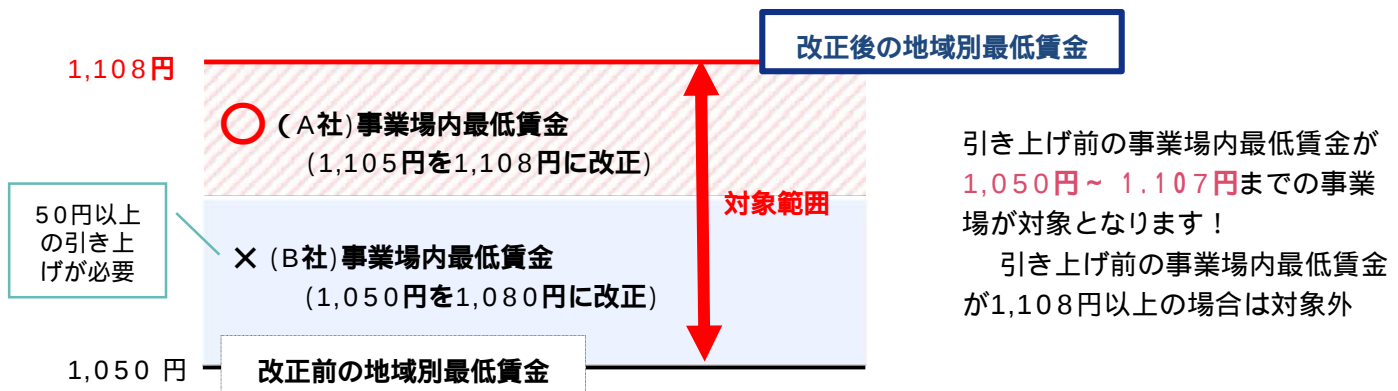
令和8年度業務改善助成金のポイント

Q5：賃金を引き上げる前の事業場内最低賃金がいくらだとこの助成金を申請できますか。

A5：この助成金を申請するには、賃金を引き上げる前の事業場内最低賃金が、改正後の地域別最低賃金額より低いことが条件です。新潟県の場合は、引き上げ前の事業場内最低賃金が1,050円以上、1,108円未満であれば申請できます。

事業場内最低賃金が令和8年度改正後の地域別最低賃金額未満まで の事業場が対象

【新潟県】 地域別最低賃金が改正前 1,050 円、改正後1,108円



Q6：賃金引き上げに当たっての注意点はありますか。

A6：主な注意点は、以下のとおりです。

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**9月30日（水）（最低賃金発効日の前日）**までに引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

【新潟県】（例）10月1日に新しい地域別最低賃金1,108円が発行するため、同額に引き上げる場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,050円→1,108円）を完了（ ）



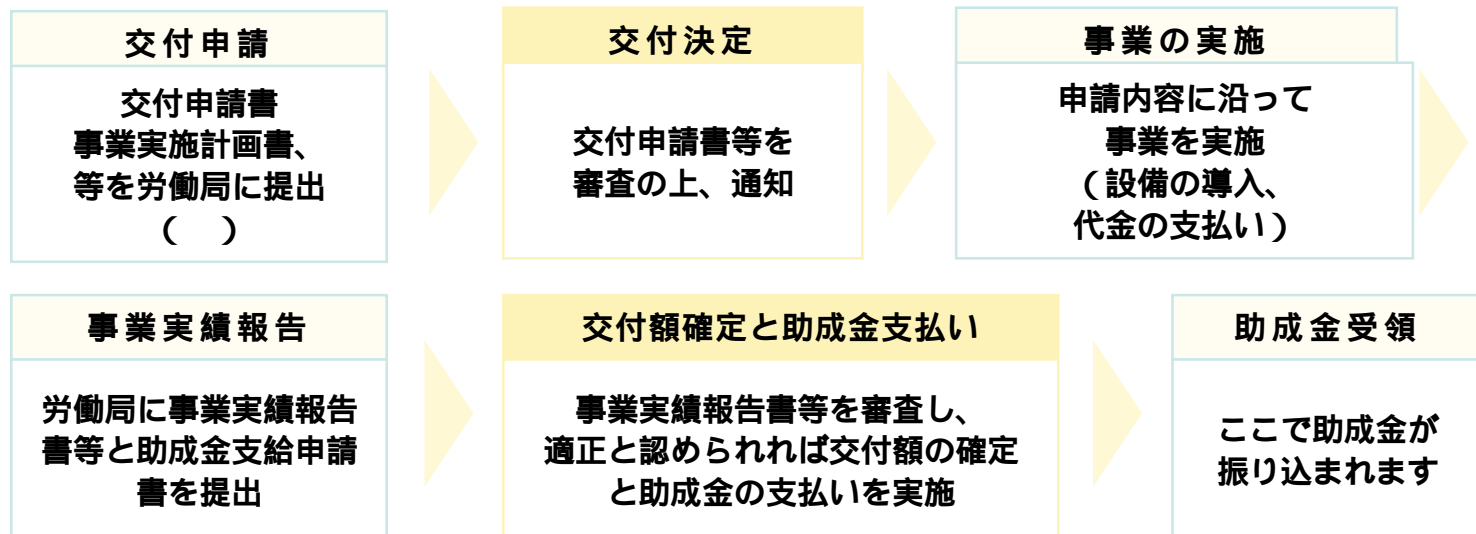
発効日の当日（10月1日）以降に事業場内最低賃金の引上げ（1,050円→1,108円）を実施



併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,108円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給までの流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



助成金受領後6か月後に賃金の支払い状況を確認する状況報告を提出する必要があります。

参考ウェブサイト

・厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



・最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト

検索



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業場の申請は年度内1回までです。
- ・生産性向上に資する設備投資等の事業か否かは審査において判断します。



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）



新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク